

2020年3月18日

財務省関東財務局
水戸財務事務所長 殿

茨城県国家公務員労働組合連合会
執行委員長 野尻 琢也
筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会
議長 芝池 博幸

公務員宿舎に関する要求書

政府・財務省は「国家公務員宿舎の削減計画（2011年12月）」「国家公務員宿舎使用料の見直し（2013年12月）」を策定、福利厚生施設としての公務員宿舎（以下、「宿舎」とする）の基本方針を転換して、数年での配転を余儀なくされる国家公務員への負担を強めています。

先の宿舎削減計画は2017年3月に終了しましたが、財務省が5類型の厳格な運用基準を適用したことにより、空き宿舎が全国平均で15%程度に増大したことから入居基準が緩和されるといった矛盾も生じています。また、2018年4月から宿舎使用料のさらなる引き上げが行われ、生活を圧迫しており、早急な宿舎使用料の引き下げ等に対応する必要があります。

つくば地域では、入居者のいない宿舎が多くなったことによる宿舎周辺地域での治安悪化が懸念され、また、入居者減少で宿舎の共益費が不足し、共用設備や樹木の整備等、宿舎の管理が困難な実態も生じています。一方で、あいかわらず「5類型」に属する職員でなければ宿舎の貸与は認められないため、宿舎の貸与を希望していても入居できない職員がいることや転勤時に宿舎情報の提示が遅いなどの各職場での課題もあり、民間賃貸住宅を契約している事例も見受けられます。こうしたことが、研究職場を中心に、優秀な人材確保を困難としているなど、制度改悪による影響は引き続き大きな問題となっています。くわえて老朽化の問題もあり早急に建て替えが必要になっている宿舎もあります。生活と業務遂行の基盤である宿舎の確保と整備はきわめて重要です。

私たち、茨城国公ならびに学研労協は、独立行政法人等を含む公務職場の現状を鑑み、切実な生活実態と住環境を改善するため、下記のとおり、貴職に求めますので誠意ある対応をお願いします。

記

1 公務員宿舎の確保等について

- (1) 宿舎に入居することが認められる職員の類型を廃止し、職員が安心して職務に専念できるよう、新築、民間の借上げを含め、希望する全ての職員に宿舎・駐車場を貸与できるよう、必要な宿舎・駐車場を確保し、職員に対し早期に提示すること。
- (2) 生活を直撃する宿舎使用料や駐車場使用料の引き上げとなる新たな見直しは実施せず、宿舎使用料（駐車場使用料を含む）を引き下げること。
- (3) 部分廃止した宿舎について今後の対応を明らかにするとともに、入居者減少にともなう共益費等の負担軽減措置を講ずること。
- (4) 公務員宿舎の廃止にあたっては、入居者への事前の説明を含め十分な情報提供を行い、職員の宿舎確保に障害が生じないよう必要な対応をはかること。

2 公務員宿舎の改善等について

- (1) 宿舎の修繕・改善を早期に行うため、関連予算を大幅に増額すること。
- (2) 宿舎設置基準を改善するとともに、宿舎貸与制限を見直すこと。

- (3) 単身赴任者への貸与を目的とした宿舎を設けるとともに、家族にも宿舎を貸与すること。
- (4) 退去時の修復費の個人負担は、経年劣化によるものは求めないこと。また、原状回復基準に建築年数、耐用年数等による逡減措置を加味するとともに、現行基準の柔軟な運用を含め、退去時の負担軽減となる措置を講ずること。
- (5) 当局都合により宿舎退去を余儀なくされる場合、借り上げを含む代替宿舎を確保するとともに、原状回復及び移転料は当局負担とすること。
- (6) 国の責任において宿舎の維持管理を適切に行うとともに、耐震未改修・老朽・狭隘への対応を早急にはかること。
- (7) 被災した宿舎などの建替・修繕及びすべての宿舎の耐震点検・対策を行うため必要な予算措置を行うこと。
- (8) 宿舎のセキュリティ対策を充実・強化すること。

3 公務員宿舎の貸与等について

- (1) 新規採用者を含め、確実に入居できるよう貸与を行うこと。また、貸与先宿舎を早期に示すなど、無用な混乱が生じないように対応すること。特に異動期の提示を早くすること。
- (2) 国の職員であるかどうかに関わらず、独立行政法人の職員にも宿舎・駐車場を貸与すること。特に筑波研究学園都市圏には独立行政法人の職員が多く、入居希望者が多いことに対応すること。
- (3) 短時間再任用職員や期間業務職員などへの公務員宿舎の貸与要件を緩和すること。
- (4) 戸数の配分や新規貸与、職員の入居手続き等について、国と独立行政法人の職員間で較差を生じさせないこと。

以 上